



令和6年度私立高等学校

# 学費支援

申込は高校入学後！

年収 **700** 万円未満の世帯まで  
授業料が実質無償化

>>

最大 **46.8**万円

多子世帯で

年収 **910** 万円未満の世帯まで  
授業料が実質無償化

>>

最大 **46.8**万円

※多子世帯…23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯

住民税非課税世帯まで  
入学金が実質無償化

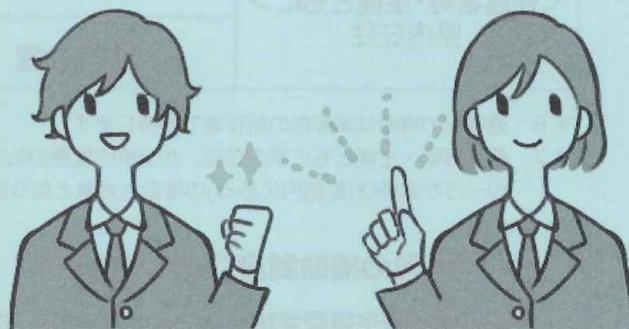
>>

最大 **21.1**万円

- 授業料等の返還時期や方法は学校により異なりますので学校に直接お問い合わせください。
- 補助額の詳細については、裏面をご確認ください。

本チラシ記載の補助内容は**令和6年度**の内容です。

**令和7年度**の補助内容は神奈川県議会での議決後  
県ホームページに掲載予定です。



発行/お問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15

<県ホームページ>

神奈川県 学費支援

検索



<参考> 県内私立高校の入試情報 (私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。)  
2月17日に県ホームページで最新情報を掲載します。なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問い合わせください。  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/cnt/f450153/index.html>



## 令和6年度の授業料・入学金補助額（返還不要）

	所得区分		授業料補助		入学金補助	補助上限額※5
	令和6年度の 「市町村民税の課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額」※1		①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2		
年収目安（モデル世帯）※4	生活保護世帯	令和6年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 + 通信制 {171,000円}	211,000円	▶ 授業料：468,000円 ▶ 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
	270万円～ 590万円未満	154,500円未満	118,800円+	349,200円	100,000円	▶ 授業料：468,000円 ▶ 入学金：100,000円
	590万円～ 700万円未満	203,100円未満				
	700万円～ 750万円未満	227,100円未満				
	多子世帯※3	227,100円未満	349,200円	▶ 授業料：468,000円 ▶ 入学金：100,000円		
	750万円～ 910万円未満	304,200円未満			▶ 授業料：118,800円	
	多子世帯※3	304,200円未満	349,200円	▶ 授業料：468,000円		

※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。令和6年4月～6月分の高等学校等就学支援金は令和5年度の税額で判定します。

※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※4 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※5 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

どちらの制度も、高等学校等に入学後、学校を通じて申請します。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住所	高校等所在地※6	高等学校等就学支援金 (国の制度)	学費補助金※7 (県の制度)
<保護者等・生徒ともに> 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※6 通信制の場合は本部校の所在地で判断します。

※7 保護者等・生徒ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。また、単身赴任により保護者の一方が県外在住(国内に限る)の場合も対象となります。

### その他の補助制度(返還不要です)

・ **神奈川県高校生等奨学給付金**【給付額 高校生等 1人52,100円～152,000円/年】

… 生活保護(生業扶助)世帯又は住民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯(家計急変により非課税相当になった世帯も含む)の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。

お問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

### 主な貸付制度(返還が必要です)

・ **神奈川県高等学校奨学金**…………… 学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

お問合せ 神奈川県教育委員会 行政部 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)

・ **母子父子寡婦福祉資金** …………… ひとり親家庭の子どもへの修学等に当たって、福祉資金の貸付けを行う制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

お問合せ 市にお住まいの方：各市役所(福祉事務所)・区役所 町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所